

「ハワイ州におけるスクールソーシャルワーカーの実践 ～インタビュー調査を通して～」

Practice of School Social Workers in Hawaii — Through the Interview Survey —

人間福祉専攻
比嘉 昌哉

目次

はじめに

- I. 研究の背景
- II. 調査の概要等
- III. 調査結果
- IV. 考察

おわりに（今後に向けて）

キーワード；スクールソーシャルワーカー、ハワイ州、資格、スーパービジョン・研修

Keyword; School Social Worker, State of Hawaii, Certification, Supervision/Training

はじめに

筆者は、2018(平成30)年4月から2019(平成31)年3月までの約1年間、本学の国外研修制度を活用し、米国・ハワイ州・ハワイ大学(以下、UH)のソーシャルワーク(以下、SW)学部(School of Social Work)のInternational Visiting Scholarとして研究する機会をいただいた。

本報告は、その成果の一部をまとめたものであるが、特にハワイ州におけるスクールソーシャルワーカー(以下、SSWr)へのインタビュー調査を通して得られた知見を中心にまとめていくこととする。後述するように、ハワイ州におけるSSWrの実践については、文献としてまとめられたものが少なく、今回の研究の意義は大きいと考える。

本論では、まず文献研究によりハワイ州の子どもの抱える諸問題、主としていじめ、非行、児童虐待・ネグレクトに焦点をあてその実態を明らかにしていく。そして、SSWrらを対象としたインタビュー調査で得られた結果の検討等を行う。最終的には、そこから考察できるSSWrの資格、役割、スーパービジョン(以下、SV)・研修、養成等について指摘していきたい。

I. 研究の背景

研究の報告にあたってまずハワイ州について概観しておくこととしたい。

ハワイ州は、オアフ島やハワイ島、カウアイ島、マウイ島など主要な8島からなる。筆者は、ハワイ州の中心都市ホノルル市があるオアフ島に滞在した。人口は、州全体で142万人余(2017年)である¹。1700年代末にイギリスの冒険家キャプテンクックが西洋人として初めて到着し、その後カメハメハ大王によって統一されたことで知られ、1959年に米国の50番目の州となった。その独自のハワイアン文化や自然に魅せられ、毎年多くの観光客がハワイを訪れる²。他方で、ホームレスが大きな社会問題となっており、2018年で6,530人、住民1万人当たりの比率では46人(全米の比率は17人)と、全米50州の中でニューヨークと並びワーストである。リーディング産業としての観光、米軍基地の存在及び気候等が筆者の住む沖縄県と類似している点も多い。

また、ハワイ州に住む人々の人種は多様である。オアフ島の南東に位置するホノルル地区では、特にアジアンの割合が高い。ハワイ州全体に占める「アジアン」の割合は32.0%であり、「ネイティブハワイアン+他太平洋の島々出身者」の32%と同率で最も多い。さらに「アジアン」の割合を児童生徒の割合でみると、例えば、UH校区に存在するKaimuki High Schoolでは31.0%、President George Washington Middle Schoolでは50.4%、President Thomas Jefferson Elementary Schoolでは28.0%となっている³。言うまでもなく、他地区や他島であれば「ネイティブハワイアン等」の割合が高いところ等地域性も存在する。他方、米国全体の割合をみると、「白人」(50.4%)や「ヒスパニック系」(24.8%)が多く、「アジアン」は4.8%と少数派で違いは明確である⁴。

次に、子どもたちの抱える諸問題の現状について、以下3点について言及したい。1点目は、いじめについてである。いじめの予防・対応については、ハワイ州教育省(Hawaii State Department of Education)において組織的に取り組んでいる⁵。具体的には、いじめ対策について同省のホームページにおいてその定義、いじめに対するそれぞれ(保護者・家族、被害者・加害者・傍観者含む生徒ら、学校スタッフ等)の役割、そして、いじめの予防、対応、フォローアップの各段階で取り組むべきことを記載している。州としては、ことあるごとに教育長メッセージとして「いじめは絶対に許さない」「学校スタッフとしていじめについて知っておくこと・すべきこと」などを発信している。

2点目は、非行についてである。『ハワイ州における少年非行の概況(JUVENILE DELINQUENCY TRENDS IN HAWAII;2014)』⁶によると、2003～2012年の10年間少年らの逮捕、控訴、新たな保護観察及び拘置等の件数は、減少傾向にあることがわかっている。また、

¹ 在ホノルル総領事館(2019)；「ハワイ州要覧」参照。

² ハワイツーリズムオーソリティ(HTA)によると、2018年の観光客数は約995万人であり、沖縄県は984万人である。

³ School Ratings & Reviews for Public & Private Schools: GreatSchools
(<https://www.greatschools.org/> アクセス 2019.9.17.)

⁴ Public school students overall and by race/ethnicity, School Year 2013-2014.
(<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/CRDC2013-14-first-look.pdf> アクセス 2019.9.10.)

⁵ ハワイ州教育省(DOE)のHP、「Anti-Bullying Work」参照のこと。
(<http://www.hawaiipublicschools.org/Pages/Home.aspx> アクセス 2019.9.6.)

⁶ JUVENILE JUSTICE INFORMATION SYSTEM, CRIME PREVENTION AND JUSTICE ASSISTANCE DIVISION
(2014)「JUVENILE DELINQUENCY TRENDS IN HAWAII DTA BOOK FOR 2003-2012」

ハワイ州をさらにホノルル市・ホノルル郡、マウイ郡、ハワイ郡、カウアイ郡に4分割し比較した結果も同様の傾向を示している。具体的には、この10年間で逮捕件数は、男子で33.8%、女子で40.5%と減少し、新たな保護観察件数でも男子で7.7%、女子で14.0%減少している。

3点目は児童虐待・ネグレクトについてみていく。ハワイ州のレポートである『ハワイ州における児童虐待とネグレクト(CHILD ABUSE AND NEGLECT IN HAWAII);2015』⁷によると、全体の報告数、確定した児童虐待ともに2003年を境に減少傾向にある。同報告書では、2011～2015年までのデータを詳細に分析しているが、2015年の確定した児童虐待のデータをみると全体で1,568件となっている。その内訳をみると2歳以下の子どもが3分の1を占め、6歳以下の就学前に限ると全体の過半数(53%)を超え、また男女比でみると48対52となっており、若干女兒の方が多くなっている。

以上、ハワイ州における子どもの抱える問題の概観である。これらの問題に対し日々支援を行っているのが教師、SSWrら学校スタッフであるが、今回、焦点を当てるハワイ州のSSWに関しては、UHの図書館・インターネット等を通して探したがなかなか関連する文献が見当たらず、非常に苦労した。複数の関係者にも直接尋ねたがやはり文献については入手困難であった。そのため、SSWrの実践に関しては直接SSWrに出会いインタビューとして尋ねるしか方法はなかった。

II. 調査の概要等

筆者は、UHのInternational Visiting Scholarという立場であったため、同大の教職員に調査研究の協力を依頼した。幸運にも、彼・彼女らのネットワークを活かし、オアフ島内のSSWrに連絡を取ることができた。また、5月に開催されたUH主催の実習指導者との懇談の場(「2018 Field Instructor Appreciation Luncheon」)に参加する機会があり、その際に現場で精力的に取り組んでいるSSWr数名と出会うことができ、そこから自身のネットワークも広げていくことができた。

1. 調査の方法とその目的

調査対象は、SSWrであり、方法はインタビュー調査であり、1回あたり約1時間30分～2時間で実施した。インタビューガイドについては事前に示し、当日は半構造化インタビューとし、自由に語ってもらった。インタビュー時には明らかにできなかった部分や後日生じた筆者の疑問点については、後日メールを通して尋ね回答を得ることができた。

インタビューの実施場所は、原則当該SSWrの勤務する学校であった。後述するが、学校内で支援するSSWr以外の専門職(Certified Substance Abuse Counselor、Mental Health coordinator、Employment/Education Counselor)にもインタビューを実施したが、彼・彼女らからも貴重な示唆を得た⁸。対象者は、SSWr7名であり、性別、年齢、SSWrとしての経験年数

⁷ State of Hawaii Department of Human Services(2015)「CHILD ABUSE AND NEGLECT IN HAWAII 2015」

⁸ 調査では必要に応じて、共同研究者であるVince Okada助教授(Hawaii Pacific University)やUHの修士課程を修了したソーシャルワーカーであるHiroko Kobiraさん(KOBIRA HEALTHCARE HAWAII LLC)、UHに通うPh.D.の日本人学生さんに通訳の役割を担っていただいた(各氏の所属は、2019年3月現在のもの)。

等は「表1；インタビュー対象者について」を参照していただきたい。

○表1；インタビュー対象者について

	性別(M/F)	年齢	保持する資格※	SSWrとしての経験年数	地区(district)
1	F	40代	MSW,LSWr	10年	ホノルル(Honolulu)
2	F	40代	MSW,LCSWr	12年	ホノルル(Honolulu)
3	M	50代	MSW,LSWr	14年	ホノルル(Honolulu)
4	F	40代	MSW	8年	ホノルル(Honolulu)
5	F	40代	MSW,LSWr	18年	セントラル(central)
6	F	40代	MSW,LSWr	20年	セントラル(central)
7	F	30代	MSW	2年	リーワード(Leeward)

※ ①MSW=Master of Social Work=ソーシャルワーク修士

②LSWr=Licensed Social Worker=①に加え、心理・社会的なアセスメントやリサーチを含む非クリニカルサービスを提供する者

③LCSWr=Licensed Clinical Social Worker=①②に加え、クリニカルなSWサービスを提供できる者

調査の目的は、ハワイ州にて勤務する各SSWrの勤務の実態、その役割等を明らかにすることである。これまでSSWrによる実践は重ねられてきているがその記録が見当たらない。今回、研究成果をまとめることはハワイのSSWrの実践にとっても意義のあることと考える。また、上記の知見より、日本（沖縄）におけるSSWrの実践や筆者自身のSSWrへのSV活動に活かすことも目的としている。

2. 倫理的配慮

本研究は、UHのHuman Studies ProgramのInstitutional Review Board(=IRB)にて研究倫理審査を受けた上で実施している(共同研究者；Vince Okada)⁹。

インタビュー対象者に対し、調査は自由意志での協力であること、個人及びそのケース内容が特定できないようにプライバシーに配慮すること、ICレコーダーの使用及び記録の管理等に説明を行い、合意を得た上で同意書をいただいた。

III. 調査結果

調査対象となったSSWrは全員で7名、すべてオアフ島内にて勤務している。各SSWrが勤務する地区は、ホノルル地区、セントラル地区、リーワード地区の3地区である¹⁰。

主な質問項目は、基礎的な情報に加え保持している資格、SSWrの職務のうち自身が焦点を当てていること、勤務校における子どもたちの抱える問題、同地域でともに働くSSWrの数、

⁹ 申請した調査研究のテーマは、Implementation of Social Workers in Hawaii related to Child Abuse cases and Child and Family Servicesであり、SSWrに限定せず、広く子ども家庭福祉のソーシャルワーカーに調査を行うこととし申請した。結果、時間は要したが承認された。

¹⁰ オアフ島は、行政区分として大別して4地区(District)、①ホノルル(Honolulu)地区、②セントラル(Central)地区、③リーワード(Leeward)地区、④ウィンドワード(Windward)地区に分けられる。ハワイ州教育省(DOE)のHP、「Oahu Map」参照。(http://www.hawaiipublicschools.org/ParentsAndStudents/EnrollingInSchool/SchoolFinder/Pages/Oahu-Map.aspx アクセス2019.9.6.)

他の学校スタッフ・専門職との連携等である。以下、個々の SSWr のインタビュー結果を示すこととする。

1. A さん

ホノルル地区 F 地域の SSWr である A さんは、他 1 名とともに同地域を担当する。同地域には 12 の小・中・高等学校が存在し、そのうち A さんは 6 校を担当する。A さんは、SW の修士号 Master of Social Work(以下、MSW)をもつと同時に、ライセンスド・ソーシャルワーカー(= Licensed Social Worker、以下 LSWr)の資格をもつ。

職務において、主に焦点を当てているのが特別支援教育における個別教育支援計画(Individual Educational Plan、以下 IEP)の作成である。全体に占めるこの業務の割合は約 8 割である。またその他は、ホームレスや移民問題(フィリピン・ミクロネシア・ハワイアン等)に関わっている。文化等の違いにより、保護者らはしつけや教育・登校等について考え方が多様である。必要に応じて、行政や民間のシェルターにつながることも多い。

A さんのスーパーバイザー(以下、SVr)は、元小学校校長である。後述するが、ホノルル地区の SV はすべてこの SVr が担っている。SSWr の職務に理解があり、必要に応じて研修等の予算を確保してくれる。SV は、1 回当たり 2～3 時間でお互いに珍しいケース等を報告する。その他、必要に応じて外部の研修に参加する。加えて、学内の校長、スクールカウンセラー、スチューデントサービスコーディネーター(Student Service Coordinator)らとの連携を必要に応じて行い、月 1 回の割合で SV のためのピアヘルプグループも開催している。

ちなみに、ホノルル地区の SSWr は全員で 11 人である。

2. B さん

ホノルル地区 M 地域の SSWr である。M 地域には B さんの他に他 1 人の SSWr が勤務し、トータルで 10 校学校が存在している。そのうち、5 校が B さんの担当校である。B さんは、MSW をもつと同時に臨床ソーシャルワーカー(=Licensed Clinical Social Worker、以下 LCSWr)の資格も所持している。職務で焦点を当てるのは、特別支援教育における IEP の作成であり、全体の職務に占める割合は、おおよそ 6 割である。また、同地域では増加する移民・人口(ミクロネシアが約 5 割)に対する対策が求められている。教師の理解なしには、子ども・家庭への支援が難しいことから教師のサポートにも力を注いでいる。さらに、ドメスティックバイオレンス(以下、DV)に関する被害者・サバイバー、加害者、目撃者それぞれを対象とするグループのトレーニングも実施している。

一方、学校外の専門職との連携も行っている。具体的には、家庭裁判所、ハワイ州健康省(Department of Health)の子ども・青少年メンタルヘルス部門、保護観察官等との連携がある。必要に応じて、3 歳以下を対象として「Early Intervention」を実施し、早期発見・支援に努めている。

3. C さん

ホノルル地区 K 地域の SSWr である。K 地域には C さん含め 2 名の SSWr の配置があり、同地域には 10 校の学校が存在する。そのうち、C さんは 7 校を受け持つ。C さんは、MSW

をもつと同時に、LSWrの資格をもち実践を行っている。職務の焦点は、家庭・地域環境へのアプローチ、いじめ・自殺予防およびLGBTに関する研修の実施、さらに多民族（ミクロネシア系が多く、日本系、中国系、韓国系、トンガ、サモア等太平洋の島々）を受け入れている地域の特徴からの移民に対する支援も多い。移民であることから派生する、言葉の壁、コミュニティへの適応、就労上の課題及び低所得の問題がある。

Cさんはその他、放課後にはソーシャル・エモーショナル・ラーニング(SEL)のプログラムを実施したり、多くの実習生を受け入れている。また、保護者がソーシャルワーカーを児童保護サービス(Child Protective Services、以下CPS)のソーシャルワーカーとみなす傾向があり、スクールソーシャルワーカーに対してもいい印象を持っていないという。そのため、目の前の保護者らに対し、自らのことを“学校スタッフ”とのみ紹介しているということであった。

4. Dさん

ホノルル地区のKA地域のSSWrである。同地域には6つの学校が存在するが、もう一人のSSWrさんとともに3校ずつ担当している。Dさんは、MSWをもつ。ホノルル地区の他のSSWrと同様に、特別支援教育にかかるIEPの作成のため、子どもや保護者のアセスメントに時間を割いている。法的に申請を受け付けてから期限内に報告書を提出しなければいけないこと、その際に学校の休日や公休日(長期休暇含む)等と重なるとスケジュール的にかなり厳しくなることもある。同地域内では、いじめや自死、ドラッグ等のケースもあり、それらの対応の際にはグリーンワークも実施した。

保護者が比較的高学歴で経済的に恵まれた家庭が多いというKA地域の特性から、保護者への対応が難しいことも多い。それゆえより子どもに焦点を当てた支援を意識して実施している。また、定期的にペアレントトレーニングや教師・外部の関係機関・専門職とも連携を行っている。さらに、同地域では「Primary School Adjustment Program(PSAP)」¹¹を実施し、予防の観点から早期発見・支援のアプローチを実施し成果を出している。

5. Eさん

セントラル地区MI地域のSSWrである。EさんはMSWを持つと同時に、LSWrの資格を所持している。同地域には7校の学校が存在するが、Eさんがすべてを担当する。Eさんは、遅刻(tardy)・出席問題の対応や個別支援を意識してサポートしており、そのために地域の関係機関・団体との連携を密にしている。特に予防の観点を意識していること、保護者カウンセリングを行うことが多い。遅刻(tardy)に焦点をあてるのは、一日の遅刻が5～10分であっても積み重ねでは多くの影響が出ると考えるためであり、この課題に対しては保護者支援も同時に行うことを必須と考えている。

勤務体制としては、曜日を決めて各学校へ訪問することとしているが、緊急時には即対応するようにしている。

¹¹ 「Primary School Adjustment Program(PSAP)」とは予防の観点からの関わりで、幼稚園～3年生までに限ったプログラムである。チームは、PSAP coordinator, grade level counselor, teacher, contracted psychologist, parents/guardians 及びSSWrで構成される。このプログラムの主目的は、社会的、感情的、行動上の課題のある子どもたちに勇気とサポートサービスを提供することにより、その結果子どもたちが、教室(学校)、家庭、地域でより効果的に力を発揮できるようにすることである。

EさんのSVrは、School Based Behavior Healthのプログラム管理者である。元々は小学校教諭であり、教頭まで務めたことのある女性である。SVは月に1回の割合で行われ、その場では、第一にSSWrの立場や責任に関する活動を共有することであり、治療的な洞察や情報提供などは行わない(同地区共通)。さらに彼女は、2つのピアヘルプグループに参加し自己研鑽を重ねている。

ちなみに、セントラル地区のSSWrは全体で5人配置されている。

6. Fさん

セントラル地区W地域のSSWrである。FさんはMSWとLSWrの資格を所持している。同地域には10校の学校が存在するが、そのうちFさんは8校(隣接する他地域2校含む)を担当する。活動の焦点は、出席問題であり関連して家庭訪問、保護者カウンセリング、学校・家庭・地域との連携があり、必要に応じてペアレントトレーニングの講座を実施している。このペアレントトレーニング講座は、学校長と連携のする中で小学校にて実施することが多い(回数は1~6回)。中学校でも企画・実施することもあるが参加者が少なくなる傾向がある。また、保護者カウンセリングの際には通訳を活用することもあり、教育ネグレクトへの対応は州で共通して必須である。また、保護者に対しては前出のDさんと同様に「SSWrはCPSのソーシャルワーカーではない」ということを説明する必要がある。つまりSSWrがCPSのソーシャルワーカーであると認識されると仕事がしづらくなるということである。

勤務体制としては、上記のEさんと同様に曜日を決めて各学校へ訪問することとしているが、緊急時には別の学校にも即対応するようにしている。

セントラル地区のSVに加えて、彼女もピアヘルプグループに参加すると同時に、NPOや大学、専門職団体(全米ソーシャルワーカー協会、ハワイスクールカウンセラー協会、ハワイスクールサイコロジスト協会等)によって提供されるカンファレンスや研修に参加し自己研鑽に励んでいる。

7. Gさん

リーワード地区WA地域のSSWrであるGさんはMSWをもつ。同地域には8校学校が存在するが、そのうちGさんが4校担当する。WA地域(N地域含む)のSSWrは4人いる。ネーティブハワイアンが多く住む同地域は、彼らの抱える出席問題、ドラッグ、児童虐待、無業等多問題が存在する。業務全体に占めるネーティブハワイアンと関わる割合は5~6割と多い。そこにはネーティブハワイアンの歴史的な負の課題が多く、例えばホームレス、貧困、ドラッグ、出席問題等があり複雑多様化している。それらの課題に対して予防の視点を重視した支援を試みている。その1つが、パイロットプログラムとしての「The Attendance Review Council」¹²の実施である。国・州より予算を獲得し取り組んでいるものであり、予防の観点からロー/マイルドケース、小学校を中心とした取り組みとなっている。

さらに、同地区では月2回のペースでSVを実施している。SVrは、MSWをもつ経験豊富

¹² 「The Attendance Review council」は、カリフォルニア州で10年以上実績のある取組を参考に取り入れたプログラムである。そのミッションは、子どもの出席と教育的な成功を増やすことである。小学校での実施は、その取り組みが将来の中高レベルでの成功につながると考えているからである。

な SSWr である。ちなみに、リーワード地区には全員で 11 人の SSWr が配置されている。

IV. 考察

1. 資格

まず、日米における SW 専門職の位置づけ、その養成が大きく異なることを指摘しなければならない。わが国では、SW の専門職と呼ばれる国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士は大学等の養成校で指定科目を履修することで受験資格が得られ、年に 1 回実施される筆記試験に合格すれば、一応専門職と呼ばれる。一方、ハワイ州をはじめ米国では、学部卒のソーシャルワーカー (Licensed Bachelor Social Worker、以下 LBSWr) が存在しないわけではないが、そのほとんどが大学院修士課程を修了することで SW の専門家とみなされる。この MSW が前提となり、その後州の試験を受けて LSWr、さらに上の LCSWr を取得し専門性を高めていく¹³。ちなみに、LSWr は心理・社会的なアセスメントやリサーチを含むサービス等非クリニカルな SW を実践する。他方、LCSWr は、ハワイ州では最上級レベルのライセンスであり、SV なしにクリニカル・非クリニカルな SW サービスを提供することができる。但し、LCSWr 取得のためには、修士課程修了後 2～5 年の間に SV の元、3,000 時間のクリニカル SW の実践が必要である。一方、資格取得のための前提となる在学中の実習 (実践) 時間の多寡も日米の大きな相違点といえる。日本と単純に比較できないのは上記のような理由が存在するからである。

実際に、インタビュー対象となった SSWr 7 名すべてが SW の大学院修士課程を修了していた (MSW 所持者)。その後に LSWr や LCSWr を取得しているが、ソーシャルワーカーとして仕事するには MSW は必要最小限と認識されているといえよう。さらに彼・彼女らは、行動上の課題をもつ子どもの対応ができる Behavior Health Specialist、子ども・若者に関わる支援者養成のための Youth Mental Health First Aid Instructor、薬物依存等の課題を抱える者への対応が可能な Certified Substance Abuse Counselor (以下、CSAC) などの資格を必要に応じて取得している。インタビューの中で SSWr らは、目の前の対象者を支援するために必要な研修 (DV やグリーフ等) を受講し、さらに資格も積極的に取得するように心がけていると異口同音に語っていた。

翻って日本ではどうだろうか。社会福祉士の場合、近年認定社会福祉士制度や SV 体制の構築など少しずつ整備されているが、特に SSWr が必要性を感じ学び続けることができる環境が整っているかという点と充分とはいえない。現在の SSWr の置かれている非常勤勤務の多い勤務体制、充分ではない待遇、SV・研修体制の未整備等を踏まえると課題は多い。

2. 勤務体制・年数・担当校数

ハワイ州の SSWr はすべてハワイ州教育省 (Department of Education) に所属し、それぞれの

¹³ 「Social Work Guide」 (<https://www.socialworkguide.org/licensure/hawaii/#lsw> アクセス 2019.9.9.) によると、ハワイ州の人口約 140 万人に対し、3,340 人のソーシャルワーカーが勤務し、その平均年収は \$66,100 である (2017 年現在)。LBSWr は、SV の元でケースマネジメントやクライアント教育等のジェネラルな SW サービスを提供できる。

地区・地域にて週5日のフルタイム勤務である。SSWrに入職するまでの職歴はそれぞれであるが、SSWr歴は2～20年と幅があり、平均勤務年数は12年となっている。特に児童虐待等で子ども保護しなければならないCPSでの勤務経験のあるSSWrは、CPSワーカーの仕事のようにストレスは高くはなく、一方でやりがいがあると話す。また、他のSSWrは、コミュニティベースで子ども・家族に寄り添うことができる仕事である、自分の専門性がコミュニティに還元できるとそのやりがいを語っている。これらのことは、7名のSSWrが平均して12年と長く、継続して勤務していることが証明しているといえよう。

他方、各SSWrの担当校数は3～8校となっている。勤務する地域にもよるが、ホノルル地区のように基本的には当該地域を2人(複数)で担当していることから地域内にある全学校を2人(複数)で分担して受け持つことが多い。Eさんらが回答しているように、曜日を決めて各校に勤務する形をとり緊急時に必要に応じ当該校に出向く勤務形態が平均的なスタイルといえる。日本と同様に、ハワイ州でも単独校配置は厳しく、いわゆる「拠点校配置(複数校担当)」で対応せざるを得ない現状があり、SSWr数が十分でないことが課題といえる。

3. スクールソーシャルワーカーの役割

7名のSSWrが共通して担う主な役割としては、子どもや保護者への支援(カウンセリング含む)、学内のスタッフ(管理者、スクールカウンセラー、スチューデントサービスコーディネーター、言語聴覚士等)や学外の関係機関(州健康省、警察、家庭裁判所、保護観察官、民間非営利団体(以下、NPO)、シェルター等)との連携・協働、各種会議への出席等がある(「表2; スクールソーシャルワーカーの役割一覧」参照)。

子ども・家庭の抱える課題としては、地域によって特徴があるが貧困、移民、出席問題、ドラッグ、いじめ、自死、児童虐待・ネグレクト等があげられる。これらの問題は多種多様化しており、その背後に社会的・文化的背景があり問題解決は容易ではないことから、他機関・専門職との連携・協働を意図的に実施していた。

その中でも筆者が、特に印象に残っているのは、予防の視点から各地区・地域で実施しているプログラムの実践である。Dさんの勤務するKA地域では「Primary School Adjustment Program(PSAP)」、Gさんの勤務するWA地域では「The Attendance Review Council」、Bさんの勤務するM地域では、早期発見・支援を意図し「Early Intervention」を実施している。各地域で必要に応じて予算を確保し、子どもに必要なプログラムを実施する体制作りは日本・沖縄県でも大いに参考になる。

○表2;スクールソーシャルワーカーの役割一覧

	性別 (Male/ Female)	取得して いる資格	地区 (District)	担当 校数	地域 (Complex) 全体の学 校数	主な役割 【共通点→子どもや保護者への支 援(カウンセリング含む)、学校内 のスタッフや学外の専門職との協 働,各種会議への出席等】	備考
1	F	MSW,LSWr	Honolulu	6	12	IEPの作成(80%), ホームレス /移民(フィリピン、ミクロネシ ア等)の支援等	ピアヘルプグループ, スー パーバイザー(元小学校校 長、ホノルル地区は共通), 自ら研修を受講
2	F	MSW,LCSWr	Honolulu	5	10	IEPの作成(60%), 増加する 移民(50%がミクロネシアの 子ども), 教員のサポート, DVグループを対象とする トレーニング, Early Intervention等	DV: Victim(被害者)+ Survivor(サバイバー), Perpetrator(加害者), Eyewitness(目撃者)それぞ れへの支援を実施
3	M	MSW,LSWr	Honolulu	7	10	家族とコミュニティの理解, いじめ・自殺・LGBT等に関 する研修の実施等	ピアヘルプグループ, インター ンの受け入れ, アフタースケー ルの実施(SEL), 多民族(ミク ロネシア、日系、中国系、韓国系 等)を受け入れている学校が多 い
4	F	MSW	Honolulu	3	6	特別支援に関する子どもや 保護者のアセスメント, ペア レントトレーニング, Primary School Adjustment Program(PSAP)等	比較的高学歴の者が多い, 保護者へのサポート(子ども を中心においた実践を意 図), 教員や他の専門職との 協働等
5	F	MSW,LSWr	Central	7	7	遅刻・出席問題の対応, 個別 支援, 保護者へのカウンセ リング, ペアレントトレーニ ング等	勤務: 定期的な訪問及び緊急時の 訪問, 必要に応じ保護者を外部の 関係機関につなぐことも多い, スー パーバイザー(元小学校教頭、セ ントラル地区は共通), 2つのピア ヘルプグループに参加
6	F	MSW,LSWr	Central	8(※ 他の Compl ex含 む)	10	出席問題の対応, ペアレント トレーニング; 小学校を中心 に学校内での講座開講(週 末実施の場合も), 家庭訪問 等	勤務: 定期的な訪問及び緊急時の 訪問, 保護者との関係性の重視, 通訳の活用もある, 教育ネグレクト への対応(州共通), グループに加 えて, NPOや大学等の提供するカ ンファレンスや研修に参加
7	F	MSW	Leeward	4	8	出席問題, スーパーバイ ザー, MSW, PINS(Person in needs of Supervision officer, 12 歳以上の非行系, 裁判所)との 協働, The Attendance Review Council(ARC)の実施等	予防の視点の重視; ARC(パイ ロット事業, カリフォルニア州参 照), DOH, CAMHD, McKinney Bento Assistant ACT※, and more.

※DOH・CAMHD(Department of Health・Child and Adolescent Mental Health Division)=健康省の児童・青少年のメンタルヘルス部門。McKinney-Vento Homeless Assistant Act=低所得家庭に対する学校内における給食サービスに関する法律。

一方、7名中2名のSSWr(Cさん、Fさん)がCPSのソーシャルワーカーと誤解されることで、働きづらいという現実があると語った。これは、米国社会で児童虐待・ネグレクトが数的にも多いという現実、社会全体でそれを絶対に許さないという法的根拠、子ども支援システム及び社会的背景の違いから生まれるものであろう。現在、日本では児童相談所の体制強化の一

環で介入と支援を行う職員を分離するべきである等が議論されている。筆者としては、介入と支援を行う職員を分離するのも方法の一つと考えるが、将来的には子どもの命を守るためには徹底した対応が求められるため、児相は介入に徹し、その後の支援については児相ではなく地域(市区町村)のソーシャルワーカー(SSWrを含む)が担う方がベターと考える。そのためにはクリアしなければならない課題が多いことはいうまでもない。

4. 学校内の他の専門職

学校に配置されている専門職はSSWrのみではない。筆者は前出のCSACやMental Health coordinator、Employment/Education Counselorにも会い、インタビューする機会があった。これらの専門職からも貴重な示唆をいただいたため、以下示していく。

1人目は、薬物依存に関わる課題に対応するCSACである。筆者の出会ったCSACはホノルル地区の高等学校に勤務する者であり、主として州の健康省のAlcohol and Drug Abuse Divisionと連携をとるNPOの職員である。薬物等の依存症に対応し、カウンセリングや他のアクティビティ(スポーツ、アート、ピクニック等)を提供していた。サポートの焦点が保護者ではなく、あくまでも生徒本人であるという点を強調していた。

2人目は、セントラル地区に勤務するMental Health coordinatorである。これは国の予算でありハワイ州全体で取り組んでいるプログラム(HI-Aware Project)の一つで役割を担っている専門職である。きっかけは、全米で起こった学校内銃乱射事件であり、2014年度から開始している。加害者にメンタルヘルス上の課題があり、背景に貧困、ドロップアウト等が存在した。同プログラムは、すべての子どもを対象とした学校全体を支援するプログラムである。第1～3段階まで分けたサポート体制の中で、一番厳しい状況に置かれている第3段階にある子どもたちを対象とし、主としてチームアプローチを試みる。

3人目が、ホノルル地区の高等学校に勤務するNPO職員であるEmployment/Education Counselorである。州保健省の労働部局との連携の元、障がいを抱える高校生(22歳まで受け入れ可)へのプログラム実施している。主な役割は、当該生徒らへの就労支援であり、具体的には生徒らに対するカウンセリング、トレーニング及び職探しである。生徒にとっては、そのプロセスそのものが大きな経験になるが、就職に結びつくための資格取得が大きな目的となる。筆者は、週1の割合で実施している授業も見学させていただいたが、外部の専門職が高校の授業枠の中で少人数対応し教示・支援するシステムに感心したと同時に、同カウンセラーの役割の重要性を痛感した。同プログラムが補助金に左右される点が大きな課題である。

上記の3専門職は、いずれもMSWをもち実践を行っている。肩書きとしては、カウンセラーやコーディネーターと名乗るが、いずれもバックボーンはSWである。彼女らのインタビューを通して、以下2点指摘したい。1点目は、1人目のCSACと3人目のEmployment/Education Counselorの場合がそうであるが、教育現場に州の委託を受けNPOがアウトソーシングで入り込んでいることである。日本においても、子どもの抱える多様な問題には、学校・教育だけの対応では限界がある。子ども・家庭への効果的な支援のため、多忙な教員を支援するためにも、専門的なサービスを提供するために外部のNPO等民間の力を積極的に活用すべきと考える。2点目は、SSWrとして学内で実践する場合には、立場は違っても、専門職としてソーシャルワーカーがいることで、心強く、支援にかかる協働はスムーズにいくであろう

と推測される。実際に3者ともに必要に応じて子ども・保護者のためにSSWrとの連携をとっているとのことであった。

5. スクールソーシャルワーカーのスーパービジョン・研修

各SSWrにはSV体制についても尋ねたが、これは地区ごとに同様の体制となっている。つまりホノルル地区、セントラル地区、リーワード地区で異なる。ホノルル地区では、SVrはソーシャルワーカーではなく、元小学校校長がDistrict Education Supervisorを務める。月1回のペースでSVの機会がある。特異なケースがあれば、それぞれのSSWrから報告してもらいお互いにケース検討を行う。内容によっては個々のSSWrが講師となりレクチャーを行う。またピアヘルプのグループもあり、月1回程度で開催している。「SSWrのSVrとして専門の異なる者が担っていることに課題はないか」という筆者の質問に対しては、「特に問題ない」とのことであった。SSWrの置かれている状況に理解を示し、メインランド等で実施される研修等についても予算化し積極的に参加できるように配慮している。

セントラル地区のSVrは、元小学校教頭の経験のある者であり、ホノルル地区同様にSWを理論背景とする者ではない。立場は、School Based Behavior Healthのプログラム管理者である。SVは月1回の頻度で実施され、その場では、第一にSSWrの立場や責任に関する活動を共有することであり、治療的な洞察や情報提供などは行わない、ということを強調していた。SVの3機能のうち、教育的・支持的というよりも管理的な機能を重視したSVとなっている。教育的な機能については、各自でピアヘルプグループに参加することで、横のつながりを大切にし、学ぶ機会をもち、さらにNPO、大学及び専門職団体の提供する研修会等で自己研鑽をはかっている。

リーワード地区では、自分より経験を有するMSWをもつSSWrがSVrとなり、月1～2回程度の割合でSVを実施している。特に学期のはじめには課題も多いことから月2回のペースで集まることとなっている。また、自分のタイミングでも相談可能で、電話やEメールでも受け付けてくれる。

ハワイ州のSSWrは前述のようにMSW等の資格をもち、平均12年の経験のある者らで必要に応じて日々自己研鑽に励んでいる。そのため、ある程度のケースについては、自分自身で対応可能であると考えられる。一方、先述のようにハワイ州は多様な人種で構成される。複数のSSWrが述べていたように、ハワイという土地・文化的背景の理解なしには支援は困難である。つまり、その理解なしにはコミュニティに入り込めないのである。そういう意味では、ハワイの歴史・文化・社会等にもアンテナをはり、時にはそれらの理解を深める研修の受講も必要不可欠と考える。同様の視点をもち対象者理解することは日本・沖縄県でも必要なことといえる。

6. スクールソーシャルワーカー等の養成

各SSWrは業務の一環でSW学部の学生(学部・修士課程)を実習生として受け入れている。SSWrの中には年間7～8人(年によっては、それ以上も)の実習生を受け入れている方もいた。実習の受け入れについては日本とは状況が異なるように感じた。ハワイ州では、実習の受け入れは「後継者育成で当たり前である」という意識が高く、特に修士課程の学生については、即

戦力を見込み受入れ、実習生でありながらも多くの業務を経験させている。

また、大学から受け入れ施設・機関等への実習費は支払われない。逆に驚いたのが、遠隔の地区であれば、実習生に対して交通費を支給することもある。それほど人材が不足していて、実習後には是非即戦力として同地区・地域で働いてほしいという教育省からのメッセージである。

ハワイ州に限らず、米国では子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーが不足している現実がある。それに対し、ハワイ州では州とUHが協働し子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーを養成している(SSWrは教育省の配置であるため直接は関係しない)。年間で10名の枠を公募し、彼・彼女らに対し奨学金を給付して現場職員の供給につなげている¹⁴。この取り組みは、SSWr養成を考える上で日本・沖縄県でも多いに参考になると考える。

現在の日本・沖縄県では、積極的にその養成に向けて動く必要があると考える。とはいえ、沖縄県の置かれた現状からすぐに同様のことを実施するのは困難である。上記のハワイ州とUHのコラボから得たヒントから筆者が考えた案が以下である。

大学コンソーシアムを活用し、国・県の財政的援助をいただきながら、給付型の奨学金を創設し、既に資格をもつ社会福祉士・精神保健福祉士や資格はないがSSWを実践する現任SSWrを対象にし、複数の大学で協働し学びの場を提供し、SSWrの養成・現任者のスキルアップに向けて動き出すのはどうであろうか。修了者に対しては“認定証”を発行し、将来的にはその修了者をSSWrの中核となる“リードSSWr”¹⁵として位置づけるのである。SVrとSSWrの間に入る“リードSSWr”が成長すれば、SSWr全体の底上げ、さらには現在の不十分なSV体制を充実につなげることができるであろう。

おわりに(今後に向けて)

今回、国外研修の機会を得られたことは本当に幸運であった。ハワイ州でSSWrらにインタビューを実施してその知見を聴かせていただき多くの収穫があった。これらは今後の筆者自身の教育・研究に大いに役立つものとなるだろう。特に、地域の特徴に応じたSSWrの役割、予防の視点からのプログラムの実施及びSSWrのSV・研修、その養成等について明確になった研究の意義は大きいと考える。

一方、オアフ島内のウィンドワード地区のSSWrへのインタビューが実施できなかった。また、SVの概要については伺ったが、その詳細までは確認できずその実際の場面には立ち会うことができなかったのが残念である。加えて、オアフ島以外の島々では、それぞれの子どもたちの抱える課題に対し、SSWrをはじめ児童家庭福祉のソーシャルワーカーが日々実践を行っている。それらにアプローチすることも課題である。先述のように、調査中にハワイ州のSSWに関する文献は見当たらなかった。そういう意味では今回の筆者の調査・研究は意義の

¹⁴ Hawaii Child Welfare Education Collaboration では、UHとハワイ州で奨学金を準備し、学生はそれを活用し学ぶ。修了後2カ年間は、州児童家庭福祉部門に務めることが義務となっている。同事業では最終的に、同部門にMSWレベルのソーシャルワーカーを増やすことを目的としている。(https://www.hawaii.edu/sswork/student-info/hcwecc/ アクセス2019.9.10.)

¹⁵ リードSSWr=チーフSSWrのことである。現状のSVrの不足を補うには、現場のSSWrの成長に伴い後輩を育成するリードSSWrの役割が必要不可欠といえ、SVrと一SSWrとの間に入り調整・支援を行う役割が求められる。

あるものとする。今後、本論を英訳して対象となったハワイの SSWr 及び関係者らに届けることも今後の課題としたい。

本研究の実施にあたっては、Francie, J.Julien-Chinn. 教授をはじめとする UH の教職員には大変お世話になった。また、個々の調査の日程調整や調査への同行、通訳の役割を担ってくれた Vince Okada-Coelho 助教授、Hiroko Kobira さんには、公私ともに大変お世話になった。その他、ハワイで出会ったすべての方々にも、この場を借りて心から感謝を申し上げたい。

最後に、このような機会をいただいた本学のすべての教職員の皆さま、特に人間福祉学科、社会福祉専攻の先生方には筆者の不在中何かとご迷惑をお掛けしたこと・多くのフォローをいただいたことに心からお礼を申し上げたい。

◎主な参考文献

- Department of Hawaii(2017) 「HAWAII ADMINISTRATIVE RULES, Title 8 Department of Education, Subtitle 2 Education, Part 1 Public Schools, Chapter 19」 .
- JUVENILE JUSTICE INFORMATION SYSTEM, CRIME PREVENTION AND JUSTICE ASSISTANCE VISION(2014) 「JUVENILE DELINQUENCY TRENDS IN HAWAII DTA BOOK FOR 2003-2012」 .
- Myron B. Thompson School of Social Work, University of Hawaii(2018) 「2017-2018 Final Project Report Hawaii Child Welfare Education Collaboration (HCWEC)」 .
- State of Hawaii Department of Human Services(2015) 「CHILD ABUSE AND NEGLECT IN HAWAII 2015」 .